

宮城県立精神医療センター新病院建設事業 建築設計プロポーザル応募説明書

1 趣旨等

宮城県立精神医療センター（以下、「当センター」という）は、現在、宮城県における精神科救急の基幹病院としての役割を担っている。将来の方向性としては、①精神科救急医療、②早期介入や予防的介入も含めた急性期治療、③地域活動と心理社会的支援（リハビリテーション）、④児童・思春期医療、⑤慢性重症者への対応、⑥医療観察法医療の提供（将来的な制度改正が前提）、⑦ストレスケア、⑧研修・研究機能 等の役割を担うことが求められている。

しかしながら、現在の当センターの建物は、築後約30年を経過し、老朽化・狭隘化が顕著であり、精神科医療のニーズに応えられる状況にない。こうした状況が継続すれば、当センターに求められる機能を十分に発揮することができず、宮城県民に信頼される病院として、良質な医療を継続的に提供することが困難となるため、新病院の整備は喫緊の課題となっている。

このようなことを踏まえ、新病院の設計を委ねるにふさわしい適性を備えた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により設計者選定を実施するものである。

2 一般事項

- (1) 名称 宮城県立精神医療センター新病院建設事業 建築設計プロポーザル
(以下、「本プロポーザル」という)
- (2) 主催者 地方独立行政法人 宮城県立病院機構（以下、「主催者」という）
- (3) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (4) 選定方法 「地方独立行政法人 宮城県立精神医療センター新病院建設事業 建築設計プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置された審査委員会（以下、「審査委員会」という）による審査結果に基づき、主催者が設計者を決定する。
- (5) 概要 本プロポーザルは応募者の精神科病院建築に対する実績や理解、並びに課題解決や計画・設計能力について提案等を通して評価し、これにより設計者を選定するものである。
- (6) 事務局 地方独立行政法人 宮城県立病院機構 本部事務局 予算経営課（以下、「事務局」という）
住所 宮城県名取市愛島塩手字野田山4-7-1 宮城県立がんセンター2階
担当 大友 又は 渡邊
電話 022-796-1044
FAX 022-796-1046
E-mail mpc-propo@miyagi-pho.jp

3 実施スケジュール

実施事項	日程
公告	平成26年 2月13日(木)
参加表明等の受付	平成26年 2月13日(木) 午前9時から 平成26年 2月19日(水) 正午まで
参加資格確認通知・登録	平成26年 2月19日(水) 午後5時予定
現場説明会	平成26年 2月20日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで
技術提案書等に関する質疑受付	平成26年 2月20日(木) 午前9時から 平成26年 2月26日(水) 午後5時まで
技術提案書等に関する質疑回答	平成26年 3月 4日(火) 午前10時予定
技術提案書等の提出	平成26年 3月27日(木) 午前9時から 平成26年 4月 2日(水) 午後5時まで
辞退届提出期限	平成26年 4月 9日(水) 午後5時まで
第一次審査(審査委員会による提案書(書面)審査)	平成26年 4月15日(火)
第一次審査結果通知, 対面審査時の質問通知	平成26年 4月17日(木) 午後1時予定
第二次審査(審査委員会による対面審査)	平成26年 4月22日(火)
第二次審査結果通知, 見積合わせ通知	平成26年 4月23日(水) 予定
見積合わせ	平成26年 4月30日(水) 予定
契約締結	平成26年 5月 8日(木) 予定

※ 書類の提出等, 事務局を訪問する場合には, 事前に連絡しアポイントを取ること。

4 参加資格等

本プロポーザルの参加資格等は、次のとおりとする。

(1) 参加資格

ア 一般的事項

(ア) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録」又は「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録」若しくは「建設関連業務に係る競争入札の参加資格登録」のいずれかを得ている者。

(イ) 宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止の措置又は物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく入札参加の停止がなされていない者、宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しない者。

なお、停止等期間について、公告日から受託者決定日（契約日）までの間でなければ参加を認める。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている者。

(エ) 地方独立行政法人宮城県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項及び第5項のほか、次の各号に該当しない者であること。

a 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本業務の参加表明書提出期限の日以前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

b 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

c 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

イ 実績

平成15年12月1日以降（過去10年以内）に、医療法上の精神病床（100床以上）を有する病院で、主に精神科病棟の用途に供する部分に係る新築又は大規模改修の基本設計及び実施設計業務を行い、対象工事が完成した設計業務に携わった実績があること。

なお、病院の経営主体は問わない。

ウ 資格

一級建築士の資格を有する管理技術者、建築主任技術者及び構造主任技術者を本業務の担当とすること。

なお、提案書に本業務の担当者として記載した管理技術者及び各主任技術者は、本業務が完了するまで原則として変更を認めない。

(2) 制限事項

ア 連名及び共同企業体による参加は認めない。

イ 応募者は、審査委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人、その他の組織に属していないこと。

ウ 応募者は、主催者の組織に所属している者ではないこと。

(3) 協力者（協力事務所等）

ア 応募者は、応募にあたって、本業務に関する管理技術者及び建築主任技術者を除く専門分野において、協力者・協力事務所等（以下、「協力者等」という）を加えることができる。

イ 協力者等は、宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しない者及び4（1）ア（エ）の資格を満たす者とする。

なお、協力者等が4（1）イの条件を満たす場合には実績評価の対象とする。

ウ 本プロポーザルの応募において、協力者等となった者及びその者の所属する建築設計業者等は、自ら応募者となることは認めない。

エ 協力者等が、複数の応募者の協力者等となることは認めない。

5 審査

(1) 審査委員会

選定は、主催者の役職員及び外部有識者で構成する審査委員会が実施する。

(2) 審査方法

下表に示すとおり、二段階による選定を実施し、第二次審査において最も評価点の高い者を第一交渉権者とする。

なお、各審査については、別に定める選定基準（非公表）に基づき選定を行うものとする。

選定段階	審査方法
第一次審査	・有資格者数や会社実績の評価。 ・業務実施方針（業務実施体制を含む）、担当者実績、技術提案の内容等の評価。
第二次審査	技術提案の内容、取組意欲、審査員からの質問に対する回答内容等の評価。

審査はすべて非公開とする。

6 手続等

(1) 交付書類

本プロポーザルに参加する者に対して交付する書類は、以下のとおりとする。

なお、これらの書類は、主催者のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、下記の提出期間内に提出場所へ郵送又は持参すること。

ア 宮城県立精神医療センター新病院建設事業 建築設計プロポーザル公告文書

イ 宮城県立精神医療センター新病院建設事業 建築設計プロポーザル応募説明書

ウ 設計者選定のためのプロポーザル参加表明書（書式1）

エ 技術提案に関する質問書（書式2）

オ 技術提案表紙（書式3-1）※ 応募者名を記入する様式

カ 技術提案表紙（書式3-2）※ 応募者名を記入しない様式

- キ プロポーザル参加辞退届（書式4）
- ク 会社概要（様式1-1）
- ケ 協力者等の概要（様式1-2）※ 協力者等を加える場合のみ
- コ 病院建築の設計業務の実績（様式2-1）
- サ 協力者等の実績（様式2-2）※ 協力者等を加える場合のみ
- シ 予定される設計担当者の経歴と業務実績（管理技術者・主任技術者）（様式3）
- ス 管理技術者用設計業務実績（様式4）
- セ 業務実施方針（様式5）
- ソ 技術提案書（様式6）
- タ 参考事業費見積書（様式7）
- チ 地方独立行政法人宮城県立病院機構契約事務取扱規程

(2) 参加表明書の提出

ア 受付期間

平成26年2月13日（木）午前9時から平成26年2月19日（水）正午まで（必着）

イ 提出場所及び提出方法

2（6）に定める事務局に持参又は郵送すること。

ウ 提出書類

（ア）設計者選定のためのプロポーザル参加表明書（書式1）

（イ）会社概要（様式1-1）

（ウ）協力者等の概要（様式1-2）※ 協力者等を加える場合のみ。

（エ）病院建築の設計業務の実績（様式2-1）

※ 契約書及び検収書等（例：完了検査結果通知書、テクリスの確認書等）の写しを添付すること。

なお、検収書等業務が完了したことを証明できる書面がない場合は、業務が完了したことを確認することができる発注者の連絡先（部署、担当者の役職・氏名、電話番号等）を「備考」欄に記載すること。

（オ）協力者等の実績（様式2-2）

※ 契約書及び検収書等（例：完了検査結果通知書、テクリスの確認書等）の写しを添付すること。

なお、検収書等業務が完了したことを証明できる書面がない場合は、業務が完了したことを確認することができる発注者の連絡先（部署、担当者の役職・氏名、電話番号等）を「備考」欄に記載すること。

（カ）予定担当者の所属する建築士事務所登録通知書の写し

エ 作成要領

（ア）提出部数

提出部数は以下のとおりとする。

a 書式1 1部

- b 様式1-1, 様式1-2, 様式2-1, 様式2-2 1部
- c 実績についての契約書及び検収書の写し, その他, 内容を確認できる資料等 1部
- d 各資格証明書及び事務所登録通知書 1部

(イ) 使用する言語, 通貨及び単位

使用する言語は日本語, 通貨は日本円, 単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(ウ) 提出書類は, 片面印刷とすること。

(3) 参加資格の確認・登録

ア 概要

参加表明書に添付された応募者の実績等に関する書類の確認を行い, 参加資格の有無を判断し, 参加資格があると判断された応募者については提案を受け付ける者として登録する。

イ 参加資格確認の通知

平成26年2月19日(水)午後5時(予定)に応募者全員に結果を通知する。方法は電子メール及び電話で行い, 追って結果通知書を送付する。

なお, 選定結果に関する問合せ, 異議申し立ては一切受け付けない。

ウ 辞退

(ア) 方法

登録された応募者は第一次審査以前であれば, いつでも理由の如何を問わず, プロポーザルへの参加を辞退することができる。その際には, 指定された期限までにプロポーザル参加辞退届(書式4)を提出することとする。

(イ) 期限

平成26年4月9日(水)午後5時まで(必着)

(ウ) 提出場所及び提出方法

2(6)に定める事務局に持参又は郵送すること。

(4) 技術提案書の提出等

ア 交付書類

参加登録された者に対しては, 以下の書類を交付する。

なお, これらの書類は, 事務局より応募者の担当者メールアドレスあてに電子データ(PDF)で送付する。

(ア) 計画地の地形図, 縦断図, 横断図

(イ) 宮城県立精神医療センター将来構想報告書(プロポーザル提案用)

イ 現場説明

(ア) 目的

本プロポーザルにおける技術提案では, 周囲の自然や景色を有効活用するとともに, 全ての利用者にとって親しみやすい施設を計画する場合の建築形式や敷地利用計画の

提案を求めるものである。

このため、応募者に現実的かつ優れた技術提案を求めるため、現場説明を行う。

(イ) 申込

現場説明を希望する応募者は、参加資格確認の通知の電話連絡の際に当該事務局職員に申し出ること。

(ウ) 実施方法

a 日時：平成26年2月20日（木）午後1時30分から午後2時30分まで（予定）

※ 気象条件等によっては、日時を変更し、または中止することがある。

b 集合場所：宮城県立がんセンター（詳細な場所は別途連絡する）

c 人数：1応募者あたり2人以内

(エ) 留意事項

a 現場説明参加者は、事務局職員の指示に必ず従うこと。

b 現時点で建設予定地は私有地であるため、現場説明の日以外に立ち入らないこと。
これは、本プロポーザルに参加しようとする者すべてに適用する。

c 周辺住民等に迷惑がかからないように配慮すること。

d 建設地の視察において、各参加者は身分証明者を必ず携帯すること。

留意事項に違反した場合には、本プロポーザルへの参加を認めないことがある。

ウ 技術提案等に関する質疑

技術提案書の提出等にあって不明な点については、以下の方法により質問を行うことができる。

(ア) 質問の方法

「技術提案に関する質問書（書式2）」を用いて、事務局あて電子メールにより提出すること。

なお、送信後、事務局へ必ず電話で着信していることを確認すること。

※ 質問がない場合であっても「技術提案に関する質問書（書式2）」に「質問無し」と記載し、事務局あて電子メールにより提出すること。

(イ) 受付期間

平成26年2月20日（木）午前9時から平成26年2月26日（水）午後5時まで

(ウ) 提出場所

2（6）に定める事務局

(エ) 回答方法

質問の回答は、平成26年3月4日（火）午前10時（予定）に事務局より、質問を行わなかった応募者も含め、すべての応募者の担当者のメールアドレスあてに電子メールで回答する。

なお、質問の内容に本プロポーザルの公平性を損なう内容その他不適切な内容が含まれていると判断した場合は、その質問に回答しないことがある。

(オ) その他

a 再質問は認めない。

- b 質問書の欄が不足する場合は複製して使用すること。この場合は欄外下に「次ページ有り」と記載すること。

エ 技術提案書の提出

(ア) 提案課題

設計者の選定にあたり、本プロポーザルにおいて応募者に技術提案を求める課題は、院内における新病院の検討内容を踏まえ、次のとおりとする。

- ・課題1 敷地の特性を活かした施設の考え方
- ・課題2 療養環境に配慮した施設の考え方
- ・課題3 治療環境に配慮した施設の考え方
- ・課題4 居心地の良い快適な施設の考え方
- ・課題5 職員の執務環境に配慮した施設の考え方
- ・課題6 利用者動線に配慮した施設の考え方
- ・課題7 安心・安全な施設の考え方
- ・課題8 経済性を考慮した施設の考え方

(イ) 提出期間

平成26年3月27日(木)午前9時から平成26年4月2日(水)午後5時まで(必着)

(ウ) 提出場所及び提出方法

2(6)に定める事務局に持参又は郵送すること。

(エ) 提出書類

- a 予定される設計担当者の一級建築士免許証(証書)の写し、その他の資格の免許証(証書)の写し(電気設備主任技術者・機械設備主任技術者)及び経歴と業務実績(管理技術者・主任技術者)(様式3)

※ 留意事項

- ・CPD単位の取得状況は、公益財団法人建築技術教育普及センターの「建築CPD実績証明書」における取得単位(認定時間)を記載すること。

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの5年間の取得単位(認定時間)を記載すること。平成21年1月2日以降に単位取得を開始した場合は、その起算日と平成25年12月31日までの取得単位(認定時間)を記載すること。

あわせて、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの過去1年間の取得単位(認定時間)も記載すること。

発行日が平成26年2月19日(登録日)以降の当該証明書を添付すること。

- ・提案書に本業務の担当者として記載した管理技術者及び各主任技術者は、本業務が完了するまで原則として変更を認めないので注意すること。

- b 管理技術者用設計業務実績(様式4)

※ 留意事項

- ・所定の様式に沿って作成(A3版横長1枚以内)すること。

- ・ 施設の概要として診療科，病床数，構造，延床面積，階数について記載すること。
 - ・ 文章及びそれを補足する図面で表現すること。なお，文字の大きさについては読みやすいように配慮すること。
 - ・ 文字を補完するための必要最小限の写真については可とする。
 - ・ 記載事項及び図等から，提案者の社名等が推測できるものは記載，又は転載しないこと。
 - ・ 色彩の使用は自由とする。
 - ・ 協力者等を加える場合にあっては，これまでに協力者等を加えて実施した業務の協働の実績も記載すること。
- この場合は，記載された実績並びに本業務に係る協力者以外も可とする。

c 業務実施方針（様式5）

※ 留意事項

- ・ 所定の様式に沿って作成（A3版横長1枚以内）すること。
- ・ 文章及びそれを補足する図で表現すること。なお，文字の大きさについては読みやすいように配慮すること。
- ・ 記載事項及び図等から，提案者の社名等が推測できるものは記載，又は転載しないこと。
- ・ 色彩の使用は自由とする。
- ・ 協力者等を加える場合にあっては，協力者等を含めた実施体制や方針を記載すること。

d 技術提案書（様式6）

※ 留意事項

- ・ 所定の様式に沿って作成（A3版横長2枚以内）すること。
- ・ 文章及びそれを補足する図面で表現すること。なお，文字の大きさについては読みやすいように配慮すること。
- ・ 図については，設計に及ぶような詳細な表現は避け，ゾーニングの組み立てや形についてのイメージ，構造方式についての提案にとどめること。
- ・ 文字を補完するための必要最小限の写真については可とする。
- ・ 記載事項及び図等から，提案者の社名等が推測できるものは記載，又は転載しないこと。
- ・ 色彩の使用は自由とする。

e 参考事業費見積書（様式7）

※ 留意事項

国土交通省「官庁施設の設計業務等積算基準」を参考にして，本業務に関する見積書（税込額）を提出すること。また，様式7とは別に見積書の内訳書（基本設計と実施設計の範囲がわかるもの。書式は任意。）も提出すること。

なお，見積提示額は本プロポーザルにおける評価の対象外とする。

f a～eを記録したCD-R又はDVD-R

(オ) 作成要領

a 提出部数

提出部数は以下のとおりとする。なお、表紙には、書式3-1及び書式3-2を使用すること。正1部のみ書式3-1（応募者名を記入する様式）を使用し、副14部には書式3-2（応募者名を表さない様式）を使用すること。

(a) 書式3-1, 3-2（表紙） 正1部, 副14部

(b) 様式3～6 正1部, 副14部

(c) 様式7 1部（押印したもの）※ 正1部に綴じ込むこと

(d) (a) から (c) を記録したCD-R又はDVD-R 1部

b 使用する言語, 通貨及び単位

使用する言語は日本語, 通貨は日本円, 単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

c 注意事項

(a) 管理技術者用設計業務実績（様式4）, 業務実施方針（様式5）, 技術提案書（様式6）には, 応募者, 所属事務所等, 作品名等, 応募者が特定できる表現は掲載しないこと。

(b) 提出書類は, 片面印刷とすること。

オ 提出された技術提案書等の取扱い

一旦提出された書類の差し替え及び再提出は一切認めない。

ただし, 誤字・脱字等の軽微なものや主催者の指示によるものはこの限りでない。

(5) 第一次審査の実施

応募者から提出された実績や技術提案書等について, 審査委員による書面審査を実施し, 第二次審査（対面審査）の対象となる3者程度選定する。

ア 日時 平成26年4月15日（火）

イ 第一次審査結果の通知

審査実施日の翌日以降に第一次審査の応募者全員に結果を通知する。方法は電子メール及び電話で行い, 追って結果通知書を送付する。

第一次審査により選定された者には, 第二次審査の方法等（ヒアリングの日時, 場所, 留意事項等）について併せて通知する。

なお, 選定結果に関する問合せ, 異議申し立ては一切受け付けない。

(6) 第二次審査（対面審査）の実施

第一次審査にて選定された応募者を対象として, 第二次審査（対面審査）を実施し, 応募者（管理技術者及び主任技術者等）の取組意欲や課題解決能力, 質問に対する回答力を評価する。

ア 日時・場所

(ア) 日時 平成26年4月22日(火)

(イ) 場所 宮城県立病院機構 本部会議室 又は 宮城県立精神医療センター大会議室

※ 詳細は第一次審査で選定された応募者に通知する。

イ 実施内容

(ア) 第一次審査で選定された応募者による技術提案書の説明(プロジェクター使用等による15分以内(予定)のプレゼンテーション)と審査委員による20分程度(予定)のヒアリングを実施する。

(イ) 応募者側の参加者は、管理技術者、主任技術者を含む3名以内とする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンを主催者が用意する。

なお、使用する説明資料は提出済みの技術提案書(様式6)又はそれをPDFに加工しプロジェクターを用いて投影したもののみとし、新たな説明資料を追加することは一切認めない。

ウ 対面審査に係る事務局からの内容照会

対面審査を短時間で円滑に実施するため、あらかじめ技術提案の内容について審査委員会から照会を行うことがある。

(ア) 照会方法

応募者の担当者メールアドレスあてに電子メールで事務局から質問書を送付する。

なお、照会事項が無い場合もその旨のメールをする。送信後、事務局が電話でメールが着信していることを確認するので、対応すること。

(イ) 照会日

平成26年4月17日(木)午後1時(予定)

エ 第二次審査結果の通知

審査実施日の翌日以降に第二次審査の参加者全員に結果を通知する。

なお、選定結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

6 事業概要

(1) 計画規模

ア 計画地

計画地	宮城県名取市愛島塩手字野田山 宮城県立がんセンター西側山林
敷地面積	約60,000㎡(予定)

イ 規模

標榜診療科	精神科, 歯科
病床数	220床(精神科病床)
駐車場	屋外駐車場400台程度(平地整備)
附帯施設	体育館(別棟整備)
延べ床面積	約15,700㎡

ウ 工事着工

平成30年度の開院を目指し、工事は平成28年度に着工する予定である。

7 業務委託契約

(1) 契約の締結交渉

審査委員会の審査結果に基づく応募者の順位に従い、機構物品調達等競争入札委員会の決定を経て、第一交渉権者と、機構が定めた予定価格の範囲内で業務委託についての契約交渉を行う。

第一交渉権者との交渉が成立しない場合は、次順位の者と契約交渉を行い、以下同様とする。

(2) 業務

ア 業務名

宮城県立精神医療センター新病院建設事業 建築基本設計及び建築実施設計業務

イ 業務内容

宮城県立精神医療センター新病院建設事業に関する建築基本設計及び建築実施設計業務一式

(ア) 建築, 設備, 外構を含む基本設計及び実施設計等

※ 土木工事に関する基本設計及び実施設計の事業者は、主催者が別に発注するので、十分に連携を図り、業務を実施すること。

(イ) 各種許認可の手続き等

(基本的には上記業務に係る許認可関連の業務とし、本業務とは別に発注を予定する土木関連業務との担当範囲の調整は別途行う。)

ウ その他

本業務に直接関連する業務及び建築工事監理業務を、随意契約により委託することがある。

(3) 履行期間

業務契約締結日から平成27年12月28日まで

- ※ 履行期間の留意事項として、開発許可や事業認定等の協議・申請には、ある程度内容が決定した設計図面が必要であることから、事業全体スケジュールの関係上、各種許認可関連の事前協議が始まる前の平成26年12月31日には、基本設計を完了させる必要がある。

(4) 業務実施上の条件

ア 4(1)アに掲げる参加資格を有する者

イ 管理技術者(※1)及び主たる分担業務(建築分野)の主任技術者(※2)は、提出者の組織と参加表明書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係を有するものであること。

ウ 一級建築士の資格を有する管理技術者、建築主任技術者及び構造主任技術者を本業務の担当とすること。

なお、提案書に本業務の担当者として記載した管理技術者及び各主任技術者は、本業務が完了するまで原則として変更を認めない。

エ 管理技術者及び建築、構造、電気設備及び機械設備の各分担業務分野(※3)の主任技術者(以下、「各主任技術者」という)は、それぞれ1名であること。

オ 管理技術者は、各主任技術者の兼任を認めない。また、各主任技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任技術者の兼任を認めない。

カ 管理技術者並びに建築主任技術者は、平成15年12月1日以降(過去10年以内)に、医療法上の精神病床(100床以上)を有する病院で、主に精神科病棟の用途に供する部分に係る新築又は大規模改修の基本設計及び実施設計業務を行い、対象工事が完成した設計業務に携わった実績があること。

キ 主たる分担業務分野(建築分野)の再委託は認めない。(ただし、積算業務を除く。)

注)

- ※1 「管理技術者」とは、業務全般の管理及び統轄を行うものをいう。
- ※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。
- ※3 「分担業務分野」の分類は下表による。

なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門分野を追加することは差し支えないが、その場合は、(様式5)に従い、当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。

ただし、この場合における当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任技術者については、「記載を求める主任技術者」の要件を満たしていなければならない。

なお、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務	告示15号による分類	業務内容
建築	総合	平成21年国土交通省告示15号 別添一 1 設計に関する標準業務 一 基本設計に関する標準業務
構造	構造	
電気設備	設備	
機械設備		

(5) 支払いの条件

前金払	契約額の40%以内
完成払	実施設計業務完了時

(6) 優先交渉権の取り消し、契約の解除

ア 主催者は、審査委員会後、応募者の提案時の取組体制と実際に予定される取組体制が著しく異なると判断した場合には、本業務の第一交渉権者としての優先交渉権を取り消す場合がある。

イ 主催者は、応募者の提案時の取組体制と、実際の取組体制が著しく異なっていると判断した場合には、契約締結後であっても、本業務の契約を解除する場合がある。

8 その他

(1) 失格条項

次のいずれかに該当した場合、応募者は本プロポーザルの参加資格を失うこととする。

- ア 提出書類に虚偽の記載が認められた場合
- イ 参加資格を有しない者が提出書類を提出した場合
- ウ 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限を遵守しなかった場合
- エ 提出書類に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合

- オ 審査委員会又はその関係者に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- カ 契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- キ 複数の提案を行った場合
- ク 第二次審査において、新たな説明資料を追加した場合
- ケ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された書類等については、一切返却しない。
- イ 一旦提出された書類の差し替え及び再提出は一切認めない。ただし、軽微なもの、主催者の指示によるものはこの限りでない。
- ウ 提出書類は、交渉権者の選定を行う過程において、必要な範囲内で複製を作成することがある。
- エ 第二次審査で提出された技術提案書（様式6）については、選定の公平性、透明性及び客観性を期すために公表することがある。このため、主催者が本プロポーザルの結果を公表する場合は技術提案書（様式6）を無償で使用できるものとする。
- オ 主催者は本プロポーザルの提案内容に拘束されないものとする。

(3) 経費の負担

提出書類の作成等、応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 見積書の徴取

基本設計及び実施設計の委託料については、主催者が定める予定価格の範囲内とする。